

SIA 公認スキーパトロール員認定規程

1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）定款第1章第4条（4）項に基づき、スキーパトロール員を認定しスキー場のパトロール業務の協力を目的とした、安心・安全なスキー場の普及と発展を図るためにこれを定める。

2. スキーパトロール員の認定を次のように定める

(1) 検定内容

イ. 検定は机上講習、フィールド講習の総合判定とする。

ロ. 日本赤十字社の救急法救急員養成講習を受講する。

ハ. 所定の机上講習、フィールド講習の検定に合格し赤十字救急法救急員に認定された者は、協会のスキーパトロール員と認める。

(2) 実 施

協会の主催で教育部が実施する。

(3) 検 定 員

教育部長が推薦し、会長から委嘱された講師がこれに当たる。

(4) 会 期

講習は原則としてオンライン講習とフィールド講習を分けて同会期に実施する。

(5) 講習実施要綱、検定基準

講習実施要綱、検定基準は別に定める。

(6) 受検資格

アルペンスキーレベルⅢ、テレマークスキーレベルⅢ以上の資格取得者で、正会員規程における「活動会員」である者。

但し、受講中に講師が危険と判断、もしくはその他不適格と認めた場合、受講資格を喪失する。

(7) 受検手続

イ. 所定の書類に記入し、押印の上、上半身の写真（2.4cm×3cm）を添付し、受検料を添え協会に提出する。

ロ. 受検料の有効期間は、申込の年より1年以内とする。ただし、理由の如何を問わず受検料の払い戻しはしない。

(8) 再 受 検

机上講習、フィールド講習それぞれ合格点に達しない科目があっても再受検は認めない。

(9) 結果手続き

イ. 資格委員長は、実施の結果を所定の報告書に記入の上、教育部長に報告する。

ロ. 教育部長は、検定の結果を、理事会に報告する。

(10) その他

イ. 合格者は、定められた認定料を納入しなければならない。

ロ. 会長は、合格した者に認定証を交付する。

3. 有効期限

認定年度を含む4期目の9月30日まで。

4. 更 新

有効期限内に協会主催で教育部が実施する認定会において所定科目の試験に合格し、その適正が認められた者。

5. 認定の取消

(1) 正会員規程による。

(2) 認定期間の途中にかかわらず、教育部が不適格と認めた者を、理事会の議決を経て、認定を取り消す。

附則 この規程は、令和7年9月24日から施行する。